［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
十五　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。
十六　［略］
［号を削る。］
十七　再処理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。
十八　［略］
十九　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定する不適合をいう。以下この号及び次項第二十二号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十　［略］
２　法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
一　［略］
［号を削る。］
二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　［略］
五　［略］
六　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
イ　［略］
ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
(1)～(5)　略
(6)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
ハ　［略］
七　再処理設備本体（回収可能核燃料物質（使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）をいう。以下同じ。）を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。
八　［略］
［号を削る。］
十九　初期消火活動のための体制の整備に関すること。
二十　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
二十一　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
［号を加える。］
二十二　［同上］
二十三　再処理施設の定期的な評価に関すること。
［号を加える。］
二十四　［同上］
二十五　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十六　［同上］
２　［同上］
一　［同上］
二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
三　再処理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
五　［同上］
六　［同上］
七　廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
イ　［同上］
ロ　［同上］
(1)～(5)　同上
(6)　非常の場合に採るべき処置に関すること。
ハ　［同上］
八　再処理設備本体（回収可能核燃料物質（使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）をいう。以下同じ。）を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置に関すること。
九　［同上］
十　再処理施設の操作に関する安全審査に関すること。